

農地中間管理事業に係る利害関係人の意見聴取

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により農用地利用集積等促進計画(賃借権等)を定めるにあたり、同条第3項の規定により次のとおり利害関係人の意見聴取について公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地について、農地中間管理機構(高知県農業公社理事長)に意見書を提出することができる。

令和7年2月19日

農地中間管理機構
公益財団法人高知県農業公社

1 農用地利用集積等促進計画の概要

申請年度・番号	賃借権の設定をする農用地	地番	設定期間
6年 第290号	南国市 久礼田 字 神ノ木前	2588	2年

- 縦覧期間・方法
令和7年2月19日(水)から令和7年2月26日(水)まで
機構ホームページに掲載
- 意見聴取の期間・提出方法
縦覧の期間中
郵送または持参とし縦覧期間満了日までに必着
- 意見書の提出先
780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52
公益財団法人高知県農業公社
- 意見聴取の対象となる利害関係人
農地中間管理事業に係る借受希望の方等で、1の農用地等の貸借について意見のある方